

Information

転入・転出・転居の届出は14日以内に

春は転勤や進学、就職など引越しのシーズンです。その際は、忘れずに役場窓口で住所異動の届け出を行ってください。



● 転入届 (町外から雄武町へ)

- **必要なもの** これまで住んでいた市区町村から転出する際に交付を受けた転出証明書、届出人の運転免許証・パスポート・保険証など本人確認ができる書類、マイナンバーカード (個人番号カード)、お持ちの人は住民基本台帳カード
- **届出人** 本人または転入後の住所で同一となる世帯がある場合は、その世帯の人。それ以外の代理人が届け出する場合は、本人からの委任状・代理人の本人確認書類・印鑑が必要です。

● 転出届 (雄武町から町外へ)

- **必要なもの** 届出人の運転免許証・パスポート・保険証など本人確認ができる書類。また、転出証明書を発行するため、転出先の住所が分かるようにしてください。
- **届出人** 本人または届け出時点で同一世帯の人。それ以外の代理人が届け出する場合は、本人からの委任状・代理人の本人確認書類・印鑑が必要です。
- **届出期間** 転出をされる日までに手続きをしてください。転出する日の14日前から届け出が可能です。届け出をせずに引っ越した場合は、転出後14日以内に届け出してください。遠方に転出した場合など、郵送による手続きも可能ですので、その際は事前に問い合わせください。

● 転居届 (町内における異動)

町内で住所が変わる場合は、転居届が必要です。転入・転出届と同様に、本人確認書類を持参のうえ、転居後14日以内に手続きをしてください。

● 個人番号カード・住民基本台帳カードを利用した転出届・転入届 (転入届の特例)

個人番号カード、住民基本台帳カードをお持ちの人は、転入届の特例の適用を受けられます。転出手続きの際には原則として、通常の転出手続きで発行される転出証明書が発行されません。

転入手続きには、個人番号カード・住民基本台帳カードおよび印鑑の持参、暗証番号入力、住民異動届の記載が必要です。

※届出期間が過ぎてしまった場合

異動日から14日経過後でも必ず届け出をしてください。その際、住民基本台帳法第52条第2項に基づき、簡易裁判所から5万円以下の過料を請求される場合があります。

☎ 住民生活課 戸籍住民係

犬および猫へのマイクロチップ装着の義務化について

6月1日以降に犬や猫をペットショップやブリーダーなどから購入した場合、犬や猫にマイクロチップを装着させることが義務となります。義務化に伴って環境省では、移行登録サイトを開設しましたのでお知らせします。

現在、民間団体が独自のマイクロチップの装着を推奨しており、すでに民間団体に情報登録をしている人は、環境省が設置したサイトを利用して、5月31日までに民間団体に登録した情報を環境省のデータベースに移行する手続きを行えば、登録移行手数料が無料となります。

・現在飼っている犬や猫につきましては、マイクロチップの装着について義務ではなく、努力義務となっております。

・マイクロチップには、飼い主の情報が入っており、約30年程度使用できます。

・友人や知り合いから、犬や猫を譲り受けた場合は、マイクロチップを装着させる義務はありません。

犬と猫のマイクロチップ情報・環境省データベースへの移行登録受付サイト

<https://www.aipo.jp/Transfer/>

このほか、ご不明な点や詳細については、環境省ホームページをあわ



せめて参照ください。マイクロチップ登録制度に関する飼い主の方向けQ&A (環境省)

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip.html#CHP04>



網走地方気象台の電話窓口の変更

4月1日から網走地方気象台への天気に関する電話窓口が次のとおり変わります。

平日 (8時30分～17時15分)

☎ 0152・43・4348

夜間・休日

☎ 0152・43・1090 (自動音声案内)

※終日利用可能

また、旧雄武測候所転送電話は同日廃止となります。

詳しくは網走地方気象台ホームページの「お問い合わせ」をご覧ください。

<https://www.data.jma.go.jp/abashiri/shosai/info.html>

☎ 住民生活課 住民生活係

《シリーズ》 ゴミの出し方Q&A

環境衛生係が「ごみの分け方・出し方」について、よくある質問について答えます。

質問1 引っ越しごみは、ごみステーションに搬出して良いですか？



回答1 引っ越しなどで発生した大量のごみを一度に搬出することはできません。もし一度に大量のごみを搬出した場合、ほかの住民の人がごみステーションを利用できなくなります。ごみステーションは、地域住民の人で共有して使用するものなので、少しの配慮と心遣いが重要です。一時的に大量のごみを搬出したい場合は、直接ごみ処理施設に搬出していただくか、数回に分けて搬出してください。そうすることによって、地域住民トラブルなども未然に防げます。



質問2 貝殻はどのように分別して搬出すれば良いですか？



回答2 現在、雄武町では貝殻を「燃やせないごみ」として処理しています。しかし、令和4年4月から貝殻は「燃やせるごみ」として処理することとなります。これは、雄武町のごみの一部を紋別地区広域ごみ処理センター (紋別市) に搬出し処理を行うためです。ごみ処理の広域化は、雄武町一般廃棄物最終処分場の負荷を軽減し、施設の延命化に繋がるものですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



このほかにも、ご不明な点やごみに対する質問・意見などがある場合は、環境衛生係までお気軽にお問い合わせください。ごみの削減は、皆様のご協力が必要不可欠です。ごみの適切な分別をお願いします。☎ 住民生活課 環境衛生係